

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

理財部 管財課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(指摘②)財務会計規則第 301 条の管財課長との協議のあり方の検討</p> <p>財務会計規則第 301 条では、行政財産とする目的で土地を取得しようとするときは、「管財課長に協議しなければならない」とされており、各課が起案する財産の取得にかかる起案文書に管財課長の合議を受けることをもって協議としている。</p> <p>しかし、監査対象の案件「(ii)平井保育園・浮穴保育園」については所管課の認識不足、「(iii)松山広域都市計画道路事業3・2・60号松山駅北東西線整備事業用地」については、市道用地取得のケースと同様に考え、合議を受けていなかった。</p> <p>財務会計規則第 301 条において土地を取得しようとするときに「管財課長に協議しなければならない」とされている趣旨は、管財課が事前に情報を得ることで、公有財産の管理や公有財産台帳の作成を適切に行うための事前情報入手すること、所管課に対して必要に応じて土地や建物の取得等の助言を行うことにある。</p> <p>そのため、基本的には、公有財産の適切な管理の面からは「管財課長に協議しなければならない」点は遵守されるべきと考えられる。その一方で、所管課と管財課との間で情報が共有されている点が重要であり、事前の報告などで情報が十分に共有されている場合は、合議を受けるという意味での協議が行われなかったとしても問題はないと考えられる面もある。</p> <p>そこで、まず、どのような行為が第 301 条の協議にあたるのか(決裁の合議だけなのか、事前の報告も含まれるのかなど)を改めて規則の趣旨を鑑みて整理、検討する必要があると考えられる。その上で協議の必要なケースと不要なケースについて明確にすることが望ましい。</p>	<p>(指摘②)財務会計規則第 301 条の管財課長との協議のあり方の検討</p> <p>財務会計規則第 301 条に定める管財課長への協議について、起案文書の合議の徹底を全庁に通知した。</p> <p>また、公有財産に関する事務の取り扱いの要点をまとめた簡易なマニュアルを作成し、協議の必要性を各課等に説明するとともに、協議が必要なケースと不要なケースを明確にし、規則で定める手続きの遵守を周知した。</p> <p>今後も地方自治法及び財務会計規則に沿った適正な処理に努める。</p>

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

理財部 管財課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(指摘4)公有財産台帳への登録漏れ</p> <p>公共施設マネジメント推進委員会に提出されている「未利用地一覧」に記載のある土地について、公有財産台帳への登録状況の確認を行ったところ、旧浅海分団3部(味栗)消防ポンプ蔵置所用地について、公有財産台帳への登録漏れが判明した。</p> <p>旧北条市時代から公有財産台帳への記載が漏れていたもので、実態と台帳が整合していない状況は問題であり、今後定期的に担当課へ現物の確認を行い、実態と台帳が乖離していないかの調査をするなど対処すべきである。</p>	<p>(指摘4)公有財産台帳への登録漏れ</p> <p>登録漏れのあった旧浅海分団3部(味栗)消防ポンプ蔵置所用地は、令和3年度に財産台帳の登載通知書を施設所管課から提出させ、公有財産台帳への登録を行った。</p> <p>これまでは、公有財産のデータを全庁から閲覧できる場所に掲示するとともに、毎年、施設所管課に実態と公有財産台帳の整合性の確認を依頼し、結果を報告させていたが、本件のような登録漏れがあり、指摘を受け実態と台帳との整合性の確認作業を行うために、令和5年度から実物調査を下記方法で実施することとした。</p> <p>調査方法は、毎年度2部局ずつを対象に、部局ごとの土地・建物台帳データから調査対象とする財産を管財課で抽出。まず、管財課が単独で現地を確認し、疑義があるものについては、必要に応じて施設所管課立会いのもと再度現地確認を行う(5年度間で全部局を調査予定)。</p> <p>調査で問題ありと判断された財産は、施設所管課に対し問題点及び改善点を文書で指摘し、対応を指示。施設所管課から財産台帳の登載変更通知書等を受領後、台帳を実態に則した正しい内容に修正する。</p> <p>今後も松山市財務会計規則等に沿った適正な公有財産の管理に努める。</p>

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

理財部 管財課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(指摘⑤)未利用地一覧表への記載漏れ</p> <p>令和3年5月に実施された未利用地調査の際に所管課から管財課に提出された調査票に記載されなかった土地が5件発見された。このことから、所管課において未利用地ではないとの判断に誤りがないことを組織的に担保するための仕組みが不十分であったと考えられ、未利用地に関する調査の方法について改善が必要であると考えられる。</p> <p>この点、調査する際の調査方法に未利用地の定義を記載することで、未利用地か否かの判断基準をより明確にすることが対応策の一つとなると考える。</p> <p>参考として、鳥取県では未利用地について下記のとおり定義している。</p> <ul style="list-style-type: none">・既に未利用の状態になっており、将来にわたって利用の予定がない財産。・事業用地として取得した財産のうち、現に未着工の状態、将来にわたって着工見込みのない財産。 <p>(鳥取県(平成 28 年 11 月)「第3回県有施設・資産有効活用戦略会議資料」P.1)</p>	<p>(指摘⑤)未利用地一覧表への記載漏れ</p> <p>中核市を調査したところ、各市の定義は、行政目的の喪失、貸し付けていない、利用困難な急傾斜地等の除外など様々であったため、各市の基準等を参考に本市で未利用財産として扱う公有財産の定義を作成した。</p> <p>今後の調査では、未利用財産の定義を記載し判断基準を明確にすることで、未利用財産の組織的な判断を担保していく。</p> <p>また、この定義に基づき所管課から通知された未利用地は、現在の状況等を精査し一覧表にまとめることとした。</p>

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

理財部 管財課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(指摘⑥) 公有財産の評価替えについて</p> <p>公有財産について、時価への評価替えは平成 25 年度に1度実施されただけで、その後の3年ごとの評価替えは実施されていない。</p> <p>このため、現状では規則に反する状態となっている。もし実務的に3年ごとの評価が難しいということであれば、規則を改正すべきであり、事実その検討は行われているようだが、いまだ改正には至っていない。規則の改正も行わず、規則違反状態を継続している現状は問題あると言わざるを得ない。</p> <p>早急に規則の遵守若しくは規則の改正を行うべきである。</p>	<p>(指摘⑥) 公有財産の評価替えについて</p> <p>公有財産は、使用料の算出や売却など目的や必要性に応じて、固定資産仮評価や不動産鑑定士による評価を行っている。</p> <p>中核市の状況を調査したところ、半数以上の市で規則に評価や改定の規定がなく、公会計による固定資産台帳でも取得価格等を記載し再評価は行っていない。</p> <p>評価替えには、システム改修等の負担が生じるが、全ての公有財産を3年ごとに評価替えする必要がないことから、令和5年4月1日付の財務会計規則改正で評価替えの規定を削除することとした。</p>

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

理財部 管財課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(指摘⑦)未利用財産の検討対象について</p> <p>利用可能性の低い公有財産については、審査対象から外されているということだが、その除外過程が不明瞭である。</p> <p>除外するにしても、そのためのルールを策定するか、または、審議にかけ検証過程を残すべきである。そうでなければ除外するのかもしれないかの判断が担当者に委ねられることになり、不合理であり客観性を欠くことになる。</p>	<p>(指摘⑦)未利用財産の検討対象について</p> <p>審査の検討対象を客観的な基準で選定するため、面積の規模や一定の評価額による基準を設定した。</p> <p>また、審査の対象外となった未利用地や普通財産については、現在の状況等を記載した一覧表としてまとめ、審査会や庁内で情報を提供していくこととした。</p>